

OWNER'S LIFE

発行: エヌピー通信社 電話: 03-3971-0111 (代表) 日本新聞協会 / 日本記者クラブ / 国税庁記者クラブ / 国会記者会 会員社

オーナーズライフ ドクターズエディション

おかげさまで
70th
since 1948
エヌピー通信社

www.owners-life.com

DOCTOR'S EDITION

vol. 49 2019 April



相続増税後の税務調査

狙われる現金、預貯金

家族名義は要注意

相続税は平成27年に基礎控除の引き下げが行われた。国税庁が明らかにした増税後の相続税調査状況では、現金と預貯金の申告漏れの発覚が大幅に増加していることが分かった。増税前であれば課税対象にならなかった「準富裕層」の申告漏れが多いのが要因だ。

相続税調査は相続発生から2年以上経過した相続を中心に実施されるため、国税庁が昨年12月に公表した平成29事務年度(29年7月～30年6月)の調査実績は、相続税が増税された27年の相続を中心に実施したものであるという見方ができる。それによると、同年度には1万2576件の相続税調査が行われ、1万5211件で申告漏れなど何らかのミスが発覚した。全体の83・7%が申告漏れなどの問題を指摘されたことになる。

解決したものが含まれる。預金の中で特に重点的にチェックされるのが、口座名義人と実際の所有者が異なる「名義預金」の存在の有無だ。被相続人の配偶者や子ども、孫などの名前で作った口座でも、被相続人の管理下にあったものなら名義預金と認定され、相続時にほかの資産と合わせて相続税の課税対象になるので注意が必要となる。

調査件数や申告漏れ件数については増税前後で大きな違いはないが、申告漏れ財産の内訳をみると、現金・預貯金の申告漏れが急増している。ここ数年は6100件前後で推移していたものが、今回のデータでは6511件にまで増えている。

財産に占める現金の割合は増加傾向にある。29年度の調査実績とともに公表された29年分の相続税の申告状況によると、相続財産のうち現金が占める割合(金額ベース)は31・7%で、前年度から0・5ポイント増えた。増加傾向は増税前から続いているもので、10年前の20・5%と比べると1・5倍、20年前の12・4%からは2・6倍にもなっている。相続財産に占める割合が高まる中で、現金が調査の際にも重要チェック項目になっているわけだ。

近年、国税当局では、いわゆる「準富裕層」が調査対象となったことにある。

文書紹介など「簡易な接触」と呼ばれる調査手法に力を入れている。いわゆる「相続税についてのお尋ね」などの文書送付により問題点を見つけ出そうという取組みだ。基礎控除額の引き下げで申告件数が大幅に増加したことを受け、実地調査に加え、書面照会、電話確認、来署依頼といった簡易な接触が積極的に行われている状況だ。

国税庁が昨年初めて公表した相続税調査での簡易な接触の実績によると、29年度には前年度比24・5%増しの1万1198件の文書照会等が実施され、このうち2668件で申告漏れなどが発覚。文書照会への回答や書類の出し直しなどによって解決したのは4327件だった。それ以外は実地調査への移行、もしくは納税者が回答しなかったものの税務署内での再確認で

エヌピー通信社「オーナーズライフ」と日経電子版連動掲載特集です。

2019
春の新築分譲マンション一戸建て
セレクション特集

<https://ps.nikkei.co.jp/map1903/>

OWNER'S LIFE
特集

想いを残しやすくなる！

民法改正で遺言の在り方が変わる

早めの準備が争族を防ぐ

昨年7月に成立した改正民法により、自筆証書遺言は文書の一部をパソコンで作成することが可能となった。さらに、法務局が遺言書を預かってくれる新たな制度を使えば紛失するリスクもなくなるなど、これまで自筆証書遺言の作成の際につきもなかった不安材料が一部解消される。新しい規定は2020年7月までに適用される予定だ。民法の改正を踏まえた遺言の残し方を整理してみた。

手書きでの目録作成から解放

民法に定められている遺言の形式のうち「自筆証書遺言」は、作成の際に費用が掛からず、また他人の協力が不要であるため気軽に書ける。だが、記載漏れなどで内容が無効になる恐れや紛失のリスクを持ち合わせている。一方、費用はかかるが公証人に作成してもらう「公正証書遺言」は、内容が無効になることや紛失の心配はない。自筆証書遺言とはメリットとデメリットが正反対になる関係となっている。



改正民法では、財産目録についてパソコンでの入力が増え、金融機関の通帳のコピーを遺言に添

付することも可能だ。この見直しによって、記載内容に誤りが生じる可能性を多少なりとも減らすことができる。これまでは不動産の全部事項証明書や金融機関の口座番号などの大量の資料をいちいち手で書き写さなければならなかったのに対し、今後はそうした手間が大幅に減るほか、土地の番地や口座番号の書き写しのミスによって内容が無効になる恐れもなくなる。相続させる財産が多ければ多いほどその一つ一つを正確に書き写すだけでも大変な手間だっただけに、今回の改正はありがたい話だ。

もちろん、ミスをするリスクが多少減らせるものの、完全になくすことはできない。その点では、公証人という法律実務のプロの手で作成される公正証書遺言の強みは変わらない。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成費用が不要 ● 他者の協力が不要なので気軽に作成できる ● 厳重に保管している限りは他者に内容を知られない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証人が関わるため記載漏れや形式の不備は発生しない ● 紛失リスクや発見されないおそれなし ● 他者による偽造や隠匿が行われる可能性なし ● 「検認」の手続き不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載漏れや形式の不備が発生して内容が無効になるおそれあり ● 紛失リスクや発見されないおそれあり ● 他者による偽造や隠匿が行われる可能性あり ● 「検認」の手続き必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財産の価格に応じた作成費用が必要 ● 他者の協力が必要なので気軽に作成できない ● 作成時に同席する証人2人と公証人に内容を知られる

民法改正でデメリットが減る！

公正証書遺言は公証役場に保管されるため、法務局に預ける制度を利用した際と同様に紛失や改ざんのおそれはない。

また、法務局の保管制度を利用すると「検認」が不要になる。検認とは家庭裁判所が遺言書の加除訂正の状態などの内容を明確にして偽造を防ぐための手続きである。通常は自筆証書遺言を発見した相続人がその場で封を開けてはならず、検認を受けてからでないと中身を読むことはできない。手続きを経ずに開封しても遺言自体が無効になることはないが、民法の規定によって5万円以下の罰金処分が下されることに加え、他の相続人に偽造を疑われる原因になりかねない。

さらに今回の改正では、法務局の保管庫に遺言書を預ける制度も導入された。遺言の原本を保管した法務局が、相続発生後に遺言からの請求があれば写しを交付するという制度で、自宅での保管と異なり、紛失や親族による改ざん・隠匿を心配する必要はなくなる。相続人は相続が発生したら法務局に遺言の写しの交付を請求し、遺言の中身を確認することになる。なお、

さらに、家庭裁判所が発行する検認済発行書がないと、不動産の名義変更や預金の解約などの手続きができないことになっている。検認を受けるまでには1カ月以上かかることもあるので

何かと厄介だ。しかし保管制度を利用した遺言は検認手続きが不要となるため、相続の際に起こりかねないそうしたトラブルを減らすことが可能となる。

せつかくの改正を味方につける

親族が集まる機会を利用して家族でよく話し合っておけば、誰にどの財産を残すのかを決めやすくなるだろう。財産を残す本人が遺言で「私の遺志はこうである」とはっきり示すことは、関係者全員を納得させるための最大の決め手となる。遺言をうまく活用すれば、特定の財産を特定の人に渡し、また相続人同士の争いを最小限にとどめることができる。民法改正で遺言書の使い勝手が高まることも踏まえ、財産の残し方について改めて考えるようにしたい。

診療所における働き方改革法案の影響

国会で、いわゆる「働き方改革関連法案」が可決され、2019年4月から順次施行されることとが決定しました。そこで、今回は法律の施行時期や、施行に伴って起こるであろう診療所への影響について解説します。

わが国では、少子高齢化に伴う、生産人口の減少を踏まえて、「働き方改革」が重要課題として様々な変化が始まっています。今回とり上げる「働き方改革関連法」は、雇用対策法や労働基準法など、労働規制にかかわる一連の法律の改正を指しています。具体的には、長時間労働の是正、柔軟な働き方の実現、公正な待遇の確保といった視点から改正されたものです。以下に、今回の改正内容の主たるものを解説します。

残業時間の上限規制

時間外労働（いわゆる残業）の上限が月100時間（20日勤務であれば、1日5時間）、年720時間に設定され、月45時間（20日勤務であれば、1日2時間超）を超える月は

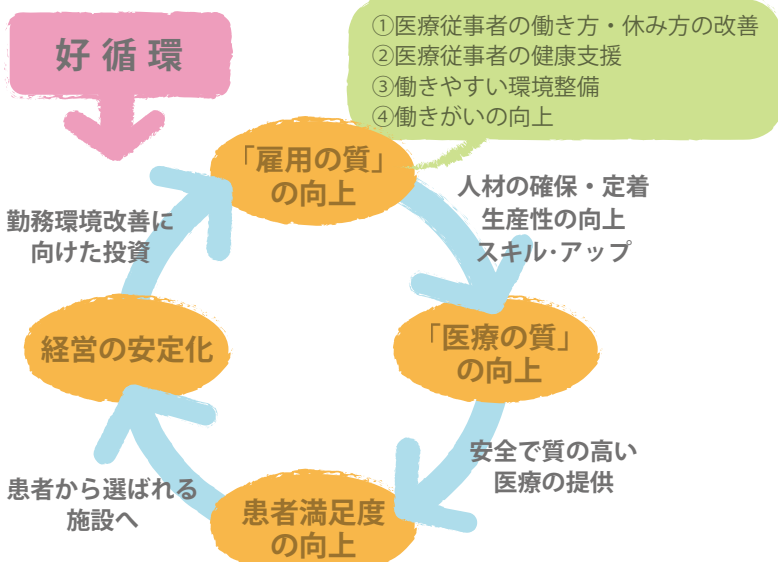
6ヶ月まで、そのうえ複数月で平均80時間を上限とされます。同法律の施行時期は大企業で2019年4月から、診療所の属する中小企業でも2020年4月からの施行となります。

現時点で、慢性的に2時間を超える残業が発生している場合は、いまいちど業務の見直しを行い、早急に残業短縮策を行う必要があります。まずは残業の原因を明確にし、その原因解決に取り組みなくてはなりません。たとえば、残業の多いスタッフを掲示するなど残業の見える化を行っている診療所もあります。一方で、いくら残業を見える化しても改善がみられないのは、特定のスタッフに業務が集中しているために起きていることが往々にしてあります。

有給休暇取得の義務化

また、過去に年間10日以上の有給休暇がある従業員が5日間以上の有給休暇を取得することが義務づけられます。同法律は大企業、中小企業ともに2019年4月からの施行となります。

診療所では、毎月レセプト請求時期（月末月初）に休日出勤をお願いしている場合があります。このようなスタッフに対しては、確実に振替休日を取得させることはもちろんのこと、さらに5日間の有給取得を確実に実施しなければなりません。まずは、全スタッフの有給残数を確認し、10日を超えて有給があるスタッフには、積極的に有給取得を促す必要があるのです。シフトを組む際



出典：厚労省「医療従事者の勤務環境の改善について」より作成

に、有給取得を見越した調整を行わなくてはならず、ただでさえシフト調整に困っている方にとっては悩みの種が増えることとなります。場合によっては、増員が必要になる可能性もありますので、早め早めの取り組みをお勧めします。

勤務時間インターバル制度

さらに、勤務の始業時間と終業時間の間に一定時間インターバル（休憩）を置くことを定める勤務時間インターバル制度

ターバル制度の普及促進に努めなくてはなりません。同法律は大企業、中小企業ともに2019年4月からの施行となります。診療所では午前診療と午後診療の間に一定の休憩時間が設定されていますが、患者数の多い診療所では、患者集中などで診察が推すことにより、インターバルがなくなってしまうケースもあります。スタッフ同士が交互に休みを取るなどして、確実にインターバルを取れるような環境整備が必要となります。

このほかにも、中小企業への割増賃金率の猶予措置の廃止（2023年4月施行）や産業医の機能強化（2019年4月施行）、同一労働同一賃金（大企業・2020年4月施行、中小企業・2021年4月施行）、高度プロフェッショナル制度の創設（2019年4月施行）などがあります。こちらの対応も順次

行っていく必要があります。

今回の「働き方改革法案」は、診療所にとっては悩みの種が増える内容となっていますが、これを契機とらえ、業務の見直し、標準化を図り、より効率的な診療所運営に変わる時期が来ていると前向きに受け止めていただきたいと思います。



MICTコンサルティング(株) 代表取締役 大西大輔

2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医療経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。



BRANZ

ブランズ横浜

人生を極める住まい。
東急不動産「ブランズ」

人生を愉しむための、プレミアムな空間がある。



LIVING DINING

「横浜」駅徒歩6分の
プレミアムな空間

予約制にて建物内
モデルルームをご案内中

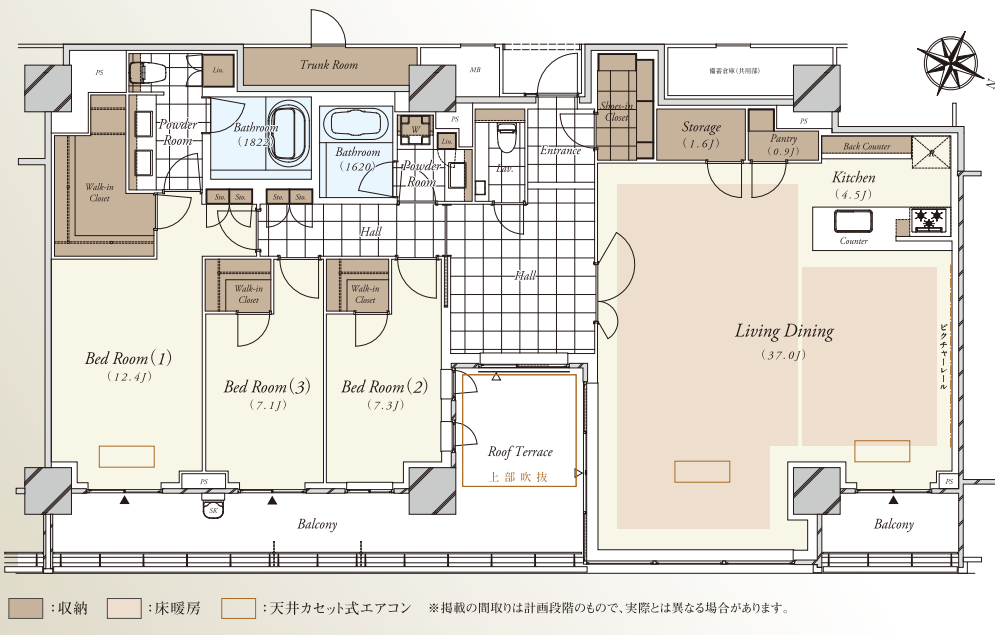
家具付販売住戸もございます

Premium Class

170A_{type} | 3LDK + SIC(シューズインクローク) + 3WIC(ウォークインクローゼット) + N(納戸) + パントリー

専有面積 / 178.56㎡(約54.01坪)
※トランクルーム:3.51㎡を専有面積に含む
バルコニー面積/20.31㎡ ルーフテラス面積/13.50㎡

[1707号室]
販売価額 **28,790**万円



■:収納 □:床暖房 ○:天井カセット式エアコン ※掲載の間取りは計画段階のもので、実際とは異なる場合があります。



BED ROOM (1)



ご見学の際は、下記電話番号にてご予約のうえ、お越しください。

「ブランズ横浜」■全体概要●所在地/神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1(地番)●交通/JR東海道本線・JR京浜東北線・JR横浜線・JR湘南新宿ライン・JR根岸線、成田エクスプレス、東急東横線、みなとみらい線、相鉄線「横浜」駅徒歩6分。横浜市営地下鉄ブルーライン「横浜」駅徒歩4分。京浜急行本線「横浜」駅徒歩9分。●用途地域・地域・地区/商業地域、防火地域、第7種高度地区、横浜都心機能誘導地区(商住共存地区)●建ぺい率100%●容積率/400%、600%●敷地面積/4,281.61㎡●建築面積/3,071.82㎡●建築延床面積/32,423.11㎡(容積対象外部分8,056.17㎡・ほか非住宅部分含む)●構造・規模/鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上17階地下1階●建築確認番号/第HPA-15-01888-1号(平成27年5月7日)、第HPA-15-01888-2号(平成28年1月5日)、第HPA-15-01888-3号(平成29年5月26日)、第HPA-15-01888-4号(平成29年12月5日)●総戸数/210戸●管理形態/区分所有者全員により管理組合設立後、管理会社に委託●インターネットサービス利用料(月額)/990円●スカパーJSAT利用料(月額)/385円●電力見える化サービス利用料(月額)/110円●コミュニティ形成費(月額)/300円●駐車場/80台(機械式駐車場73台、平置7台(内車いす使用者用1台)) (月額使用料:30,000円~43,000円) [空き無し]●ミニバイク置場/8台(月額使用料:3,000円) [空7台]●バイク置場/4台(月額使用料:7,000円) [空3台]●自転車置場/309台(月額使用料:200円~400円) [空172台]●分譲後の権利形態/敷地及び建物共用部分は専有面積割合による所有権の共有、建物専有部分は区分所有権●建物竣工/竣工済(2018年1月)●建物引渡/即入居可※諸手続き終了後●売主・販売代理/東急不動産株式会社 国土交通大臣(15)第45号(一社)不動産協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21●売主/東神開発株式会社 東京都知事(14)第16602号 〒158-8502 東京都世田谷区玉川3-17-1●販売代理/東急リアルティ株式会社 国土交通大臣(11)第2611号(一社)不動産協会会員(一社)不動産流通経営協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-9-5●施工/西松建設株式会社●管理会社/株式会社東急コミュニティー●広告期限/2019年3月末日※掲載の概要は2019年2月25日現在の情報です。
■プレミアムクラス住戸先着順物件概要●販売戸数/3戸●販売価額/25,990万円(1戸)~28,790万円(1戸)●間取り/3LDK+WIC+N+SIC・3LDK+3WIC+N+SIC:3LDK+3WIC+N+パントリー+SIC●住戸専有面積/151.94㎡~178.56㎡●トランクルーム面積/3.51㎡(住戸専有面積に含む)●バルコニー面積/14.96㎡・20.31㎡●ルーフテラス面積/13.50㎡●サービスバルコニー面積/2.55㎡●管理費(月額)/53,000円~62,300円●修繕積立金(月額)/16,300円~19,100円●修繕積立基金(お引渡し時一括)/914,400円~1,074,600円●ルーフテラス使用料(月額)/700円

《お申込の際にご持参いただくもの》①ご印鑑(認印可)②身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証など) [住宅ローンご利用の方]③収入証明(給与収入のみの方:直近2年分の源泉徴収票、給与収入のみ以外の方:直近3年分の確定申告書の写し)④既存借入がある場合はその償還表 [不動産を売却して購入をお考えの方]⑤売却物件のわかる資料(登記簿謄本、間取図など)※販売価額には建物に係る消費税率8%を含みます。※先着順販売につき、売却済みの方はご容赦ください。※掲載の写真はモデルルーム写真[170Atype/専有面積178.56㎡(1707号室)・プレミアムクラス]となります。※家具・調度品等は販売価額に含まれておりません。2018年12月撮影

お問い合わせは
「ブランズ横浜」現地販売センター

0120-109-235

営業時間:10:00~18:00 定休日:毎週水・木曜日(祝日除く)および第3火曜日(第3火曜日の定休日に関しては変更となる場合がございます。公式HPにてご確認ください)

〈売主・販売代理〉



〈売主〉

